

食安発1110第1号  
平成21年11月10日

最終改正 食安発0416第2号  
平成25年4月16日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### 中国向け輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「对中国输出水产品取扱いについて」（平成18年1月16日付け食安発第0116001号 最終改正：平成18年11月30日付け食安発第1130007号。以下「旧通知」という。）により取り扱っているところである。

今般、中国政府との協議の結果、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）を別紙のとおり定めることとしましたので、下記の事項に留意の上、取扱い願います。

記

#### 第1 改正の要旨

对中国输出水产品に係る自治体の申請及び証明書への署名・押印等の手続を廃止することとし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、厚生労働省が定めた中国向け本要領別添1に従い、厚生労働省医薬食品局食品安全部長が認定した証明書発行機関において行うこととしたこと。

## 第2 運用期日

本要領に基づく衛生証明書の発行は平成22年2月1日から実施することとし、平成22年1月31日をもって旧通知は廃止する。

## 第3 運用に当たっての留意事項

### (1) 旧通知に基づく新規の製造・加工施設の登録について

旧通知が廃止となる平成22年1月31日までに、本要領に基づく輸出体制への移行期間が必要となるため、旧通知に基づく新規の製造・加工施設の登録は本日以降行わないこと。

### (2) 本要領に基づく製造・加工施設の登録について

本要領に基づく製造・加工施設の登録申請については、別途連絡する日から、証明書発行機関において受付を開始することとする。

旧通知に基づく既登録施設については、本要領に基づき新たに登録を受ける必要があるが、本要領に基づく輸出体制への移行期間が必要となるため、所管の登録施設の事業者に対し、登録申請受付を開始した日から平成23年1月31日までに証明書発行機関あて登録確認申請を行うよう指導すること。

なお、平成23年1月31日までは既存の登録で輸出できるものとし、本要領に基づく衛生証明書発行申請を行うこととする。

### (3) その他必要な事項

本要領別添1に基づき認定された証明書発行機関については別途連絡することとする。

(別紙)

## 中国向け輸出水産食品の取扱要領

### 1. 目的

本要領は、中国向けに輸出される水産食品について、輸出国の権限ある機関が発行する衛生証明書の添付が求められていることから、関係事業者が遵守すべき要件、衛生証明書発行機関の認定、衛生証明書発行の手続及びその他必要な事項を定めるものである。

### 2. 用語の定義

- (1) 中国向け輸出水産食品：日本から中国（香港、マカオを除く。）に輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びに、それらの加工品をいう。
- (2) 登録施設：中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する施設、加工船であって、本要領に基づき登録された施設又は加工船をいう。
- (3) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。
- (4) 輸出者：施設登録者の中国向け輸出水産食品を輸出する者。
- (5) ロット：生産・加工・保管全ての段階において同一の衛生条件の管理下で生産された同一食品であることを、輸出者が保証できる単位。
- (6) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第9項に規定する登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）のうち、別添1の規定に従い厚生労働省医薬食品局食品安全部長により認定された機関をいう。

### 3. 施設の登録に係る手続き

#### (1) 登録確認申請

中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する施設、加工船の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、3の(2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により証明書発行機関あて登録確認を申請する。

## (2) 施設又は船舶の登録要件の審査

登録確認申請を受理した証明書発行機関は、営業許可証又は届出書の写し等を確認し、以下のいずれかの要件に適合するかの審査を行う。

- ア. 法第52条に基づく営業許可を有する施設であること。
- イ. 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設であること。
- ウ. 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上）であること。

## (3) 施設又は船舶の登録

審査を行った証明書発行機関は、要件を満たしていることが確認された施設又は船舶について、自ら管理する登録確認番号（施設又は船舶ごとにCNに続けて、2桁の証明書発行機関認定番号、次に登録確認を行った施設の番号を0001から付すこと（例：CN〇〇0001。）を付与する。また、登録施設が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合にはCS（Cold storage facilities）を、加工船（冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。）の場合にはFV（Factory vessel）を末尾に付す（例：CN〇〇0001CS）。加工施設等の場合には末尾にアルファベットは付さない。

## (4) 登録施設の承認

施設又は船舶の登録番号を付与した証明書発行機関は、3の(2)の審査を行った書類一式を添付し、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）に対して別紙様式2により登録承認を申請する。

登録承認申請を受理した監視安全課は、中国政府に当該施設又は加工船の登録を要請する。監視安全課が中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称、登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該公表がなされた時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

#### (5) 登録後の事務

登録施設の承認を受けた施設又は加工船は、3.(2)の登録要件の更新又は変更があった場合には、登録を申請した証明書発行機関あてに営業許可証又は届出書の写し等を直ちに提出する。

#### (6) 登録施設の登録事項の変更申請

登録事項の変更を希望する施設登録者は、証明書発行機関に対して別紙様式3により変更確認を申請する。

変更確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、登録事項の変更を行うとともに、監視安全課に対して別紙様式2により変更承認を申請する。

変更承認申請を受理した監視安全課は、当該内容の確認を行った結果、英語の施設名称及び所在地、取扱品目における養殖水産物の有無について変更がある場合は、中国政府に変更の要請を行う。監視安全課が中国政府から変更完了の報告を受けた後、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新する。

その他の登録事項の変更については、監視安全課が内容の確認を行い、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新する。

#### (7) 登録の廃止申請

登録の廃止を希望する施設登録者は、証明書発行機関に対して別紙様式4により廃止確認を申請する。

廃止確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、監視安全課に対して別紙様式2により廃止承認を申請する。

廃止承認申請を受理した監視安全課は、当該報告に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告する。

#### (8) 登録施設の衛生管理等の確認

証明書発行機関は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び3.(2)に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じて現地確認を行う。

証明書発行機関は、当該確認において登録要件に係る問題を発見した場合には、直ちに監視安全課に報告するとともに、その後の対応については監視安全課の指示に従う。

また、中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を中国政府か

ら受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、地方厚生局及び関連の登録施設を管轄する都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等の調査等に対して協力を行うこと。

#### (9) 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課は、登録施設の登録を取り消すことができる。

監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合にあっては、当該登録施設の登録を行った証明書発行機関に対し、当該登録施設を取り消す旨を連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告する。

- ア. 登録施設が3の(2)の要件に合致しなくなったことが判明したとき。
- イ. 施設登録者又は当該登録施設と関連ある者が、本要領に基づく手続等において不正を行ったことが判明したとき。
- ウ. その他相当の理由があると認められるとき。

### 4. 衛生証明書の発行手続

#### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出する都度、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関あて別紙様式5により申請する（ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。

- ア. インボイスの写し。
- イ. パッキング・リストの写し。
- ウ. 船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し。
- エ. 同一の登録施設で加工等された同一製品について、登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日1年以内の試験成績書の写し。
- オ. 以下(2)イ.c.に該当する場合は、別紙様式13。

#### (2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、以下の要件すべてに適合することを審査する。

- ア. 登録施設に由来するものであること。
- イ. 証明書発行機関によるサンプリング検査の結果、別添 2 に掲げる官能検査基準を満たしていること。ただし、登録施設が、次の a から c のいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。
  - a. 「対 EU 輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
  - b. 「対米輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
  - c. 別添 3 に示す運用に基づく手続きを実施していること。
- ウ. 登録検査機関の試験成績書の結果が別添 2 に掲げる検査基準を満たしていること。
- エ. 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。

### （3）衛生証明書の発行

証明書発行機関は、4 の（2）の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、以下の点に留意しつつ、別紙様式 7-1 の証明書に必要事項を記入の上、検査担当者が署名し、証明書発行機関である旨を示す印章（厚生労働省登録検査機関であることを英語にて明記したもの。以下「発行機関印章」という。）を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。

- ア. 記載する用語については、英語記載とすること。
- イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。
- ウ. 未加工品の「加工方法」については、生鮮品の場合は「冷蔵（未加工）Refrigerated (Non-processed)」、冷凍品の場合は「冷凍（未加工）Frozen (Non-processed)」と記載すること。

輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式 6 により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに証明書発行機関に返却すること。

### （4）官能検査の強化

中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を中国政府から受ける

など、輸出貨物に問題が発生した場合、4.（2）イ. のaからcのいずれかの要件を満たした登録施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査等によって別添2の1.（2）に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ監視安全課あて報告し、改善されたと判断された場合にあっては、監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

#### （5）衛生証明書発行の停止

証明書発行機関は、以下のいずれかに該当する場合には、監視安全課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書の発行を停止することができる。

- ア. 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合。
- イ. 過去に交付を受けた衛生証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した際に、衛生証明書の適正使用が確保されないと判断される場合。
- ウ. その他相当の理由があると認められる場合。

なお、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合には、証明書発行機関に衛生証明書の発行を停止するよう連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上で公表する。

### 5. その他

#### （1）申請の審査に係る調査

監視安全課及び証明書発行機関は、本要領に基づく申請の確認等にあたり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。

#### （2）施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について

施設登録者及び輸出者は、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

#### （3）海外からの申請について

海外に在住する者が、本要領の3又は4に係る申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ証明書発行機関に提出し、当該代理人が申請を行うこと。

(4) 魚病に係る問題の対応について

輸出者においては、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県の水産部局等の指示に従うこと。

(別添1)

## 証明書発行機関に関する規程

### 1. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関としての認定を希望する者は、以下（1）の要件を確認するために必要な（2）の関係書類を添付し、別紙様式8により厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて申請する。

#### （1）証明書発行機関としての要件

ア. 証明書発行機関として適格である者として次の事項を全て満たしているものであること。

- ① 法人格を有すること。
- ② 法第4条第9項に規定する登録検査機関であること。
- ③ 証明書発行業務を行う方針、手続き及び運用が差別的でなく、客觀性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること。
- ④ 証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと。
- ⑤ 実施機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること。
- ⑥ 証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること。

イ. 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次の事項を全て満たしているものであること。

- ① 株式会社である場合にあっては、証明書発行申請者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）でないこと。
- ② 役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員（過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えないこと。
- ③ 代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員（過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）ではないこと。

ウ. 別紙要領に規定する業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること。

#### （2）提出書類

ア. 別紙様式8の認定申請書

イ. 別紙要領に掲げる申請手順に従って、適切に証明書発行等の業務を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

- ① 定款の写し
- ② 組織の概要を示す資料
- ③ 組織の財務体制を示す資料
- ④ 役員の氏名及び略歴
- ⑤ 手数料に関する資料
- ⑥ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成
- ⑦ 法第4条第9項に規定する登録検査機関として登録されていることを示す官報の写し
- ⑧ 証明書発行人員、証明書発行体制、ISO認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料
- ⑨ 法又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく処分が行われた場合は、その関係書類及び処分期間が経過したことを示す書類
- ⑩ 発行機関印章等（別紙様式9）

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を下記のあて先に正本を1部提出すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課 水産安全係  
電話 03-5253-1111 (内線2490)  
03-3595-2337 (直通)  
FAX 03-3503-7964

## 2. 証明書発行機関の認定

認定申請を受理した厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせるなどにより、1の(1)に掲げる要件を満たしていることを確認した結果、問題がないと判断した時は、当該申請者を証明書発行機関として認定するとともに、別紙様式10の認定書を交付する。

## 3. 証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

監視安全課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施にあたり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

監視安全課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施し

ているか確認する観点から、必要に応じて検査を行うものとする。

### (3) 認定の取消し

厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、証明書発行機関について、以下のいずれかの場合に該当するときは、当該機関について証明書発行機関として不適切と認め、当該証明書発行機関の認定の取消等必要な措置を講ずることができる。

- ア. 1の（1）に掲げる要件を備えていないと認める場合
- イ. 輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書発行手続を行わなかった場合
- ウ. 証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認める場合
- エ. 3の（2）の検査を受けることを拒否した場合
- オ. その他相当の理由があると認める場合

### 4. 認定申請事項の変更及び認定の取消し

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、1の（3）の申請先に対し、別紙様式1-1によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消を希望する場合は、別紙様式1-2に必要事項を記入の上、同様に1の（3）の申請先にその旨申請するものとする。

(別添2)

## 中国向け輸出水産食品の検査手順

### 1. サンプリング

申請品目毎に1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記2について、1ロットの梱包数(N)に応じて、以下に示す開梱数(n)を目安とする。

1ロットの梱包数(N)	開梱数(n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数(n)は1とする。

### 2. 官能検査基準

#### (1) 水産物(未加工品、簡易な加工品)

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態であること。 皮膚表面には寄生虫が付いていないこと(冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く)。 包装され、破損がないこと。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がないこと。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはつきりと識別でき、鮮度が良好であること。

#### (2) 水産物(加工品)

項目	判定基準
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものであること。 包装され、破損がないこと。
におい	固有のにおいであり、異臭がないこと。
組織	固有の組織を有すること。

### 3. 検査基準

水産物の種類		検査項目			
		官能検査	カドミウム (mg/kg≤)	ヒ素 (無機ヒ素) (mg/kg≤)	ヒスタミン (mg/100g≤)
生鮮品	魚類	官能検査判定基準による異常がないこと	0.1	0.1	サバ 100 その他の魚類 30
冷凍品	その他の動物性水産物		—	0.5	—
乾燥製品	貝類およびエビ・カニ類	官能検査判定基準による異常がないこと	—	1.0	—
すり身製品	魚すり身製品	官能検査判定基準による異常がないこと	0.1	0.1	—
	エビすり身製品		—	0.5	—
藻類（乾燥重量として）		官能検査判定基準による異常がないこと	—	—	—
その他の水産食品		官能検査判定基準による異常がないこと	—	—	—

※ 二枚貝（未加工品及び簡易な加工に限る。）については麻痺性貝毒(4MU/g<)及び下痢性貝毒(0.05MU/g<)の検査をおこなうこと。

## 中国向け輸出水産食品の官能検査の運用

中国へ輸出される水産食品の衛生証明書の発行に当たっては、下記の手続きを行うことにより、衛生証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

### 1. 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、食品衛生の知識を有する者）を選任すること。

### 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添2に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式13に結果を記載すること。

輸出者は、官能検査結果が記載された別紙様式13を、証明書発行機関に提出するとともに、写しを3年間保管すること。

また、証明書発行機関は提出された別紙様式13を3年間保管すること。

### 3. その他

品質確認者は、輸出される水産物について別添2に掲げられる官能検査の他、以下の状況についても確認すること。

- (1) 衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。
- (2) 申請内容と荷口が適合していること。

### 4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添2に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

(別紙様式1)  
年　月　日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### 中国向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設又は船舶について、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

#### 記

1. 施設又は船舶の名称及び所在地（保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。）

(日本語) \_\_\_\_\_

(英 語) \_\_\_\_\_

2. 施設又は船舶の情報

	該当の有無※	登録番号等※※
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設又は船舶		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設又は船舶		
食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生視票等の書類で確認可能な施設		

※ 登録申請施設が該当するものに○をつけること。

※※ 許可証等の写しを添付すること。

3. 輸出品目

(日本語) \_\_\_\_\_

(英 語) \_\_\_\_\_

(別紙様式2)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課長 殿

証明書発行機関

住所

氏名

中国向け輸出水産食品施設登録（変更又は廃止）承認申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年11月10日付け食安発110第1号）に基づき、関係書類を添えて登録（変更又は廃止）の承認を申請します。

記

(登録の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)	輸出品目 (Exporting products)

(変更の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	変更箇所 (Part of change)

(廃止の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)	輸出品目 (Exporting products)

(別紙様式3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### 中国向け輸出水産食品施設登録事項の変更確認申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、下記登録施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 登録施設の名称及び所在地
3. 変更事項
  - (日本語)
  - (英 語)

(別紙様式4)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### 中国向け輸出水産食品施設の登録廃止確認申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発110第1号)に基づき、下記登録施設の登録の廃止確認を申請します。

記

1. 登録番号
2. 登録施設の名称及び所在地

(別紙様式5)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### 衛生証明書発行申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

#### 1. 製品の詳細

- ① 品名
- ② 学名
- ③ 産地
- ④ 生産分類
  - 養殖 養殖区域
  - 天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号
- ⑤ 加工方法
- ⑥ 登録施設名（登録番号）及び住所
- ⑦ 輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）
- ⑧ コンテナ番号
- ⑨ 封印番号（コンテナ等の封印番号）
- ⑩ 輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所
- ⑪ 輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所
- ⑫ 数量
- ⑬ ネットウェイト (kg)
- ⑭ 生産年月日
- ⑮ 出発地
- ⑯ 到着地

## 2. 誓約事項

- 当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。
- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
  - (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
  - (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
  - (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
  - (5) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
    - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている登録施設由来の水産食品であること。
    - ② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
    - ③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

### (申請書の記載に関する注意事項)

- 1. 記入は日本語、英語併記によること。
- 2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。
- 3. 「品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあっては、当該食品の学名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

(別紙様式6)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

#### 衛生証明書発行申請の取消願

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発110第1号)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

記

#### 製品の詳細

- ① 品名
- ② 学名
- ③ 产地
- ④ 生産分類
  - 養殖 養殖区域
  - 天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号
- ⑤ 加工方法
- ⑥ 登録施設名（登録番号）及び住所
- ⑦ 輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）
- ⑧ コンテナ番号
- ⑨ 封印番号（コンテナ等の封印番号）
- ⑩ 輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所
- ⑪ 輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所
- ⑫ 数量
- ⑬ ネットウェイト (kg)
- ⑭ 生産年月日
- ⑮ 出発地
- ⑯ 到着地



Ministry of Health, Labour and Welfare

日本国向中华人民共和国出口水产品检验检疫证书  
**HEALTH CERTIFICATE**

For fish and fishery products intended for export from Japan  
 to The People's Republic of China

Reference No:

Country of dispatch (发送国) : JAPAN (日本)

Country of production (生产国) :

Competent authority (主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生劳动省)

Certificate-issuing agency (出证部门(号及名称)) :

Destination (目的地) : P. R. CHINA (中华人民共和国)

## I . Details identifying the fish and fishery products

① Name of Goods (商品名称) :

② Scientific Name (学名) :

③ Producing District (产地) :

④ Product Classification (生产分类)

 Aquaculture (养殖)

Aquaculture Area (养殖区域) :

 Wild Caught (野生捕捞)

Capturing Area (捕捞区域) :

Name of Catch Vessel and Number (捕获渔船名及渔船号码) :

⑤ Methods of Manufacture or Processing (加工方式) \*1 :

⑥ Name and Address of Establishment and its Registration Number (生产加工企业名称、  
地址及注册号) :

⑦ Methods of Transportation; Name of Vessel, Flight, etc. (注明运输工具(船名、航班号等)) :

⑧ Container Number (集装箱号) :

⑨ Seal Number (封识号) :

⑩ Name and Address of Shipper (发货人名称及地址) :

⑪ Name and Address of Buyer (收货人名称及地址) :

⑫ Number of packages (包装数量) :

⑬ Net Weight (净重) :

⑭ Date of Production (生产日期) :

⑮ Place of Dispatch (出发地) :

⑯ Place of Destination (到达地) :

II. This is to certify that:

兹证明:

1. The above fishery products came from the establishment approved by competent authority.  
上述产品来自主管当局注册的企业。
2. The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.  
该产品是在卫生条件下生产、包装、储藏和运输，并置于主管当局监督之下。
3. The products were inspected and quarantined by competent authority and not found any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substances regulated in the P. R. China.  
该产品经主管当局检验检疫，未发现中国规定的有害病菌、有毒有害物质和异物。
4. The products meet veterinary sanitary requirements and fit for human consumption.  
该产品符合兽医卫生要求，适合人类食用。

Place of Issue :

签发地点

Date of Issue :

签发日期

Official Stamp

官方印章

Signature of Official Inspector

官方检验员签字

注释

\* 1冷藏、冷冻、干制、熏制、罐装等。/Refrigerated, Frozen, Dried, Smoked, Canned, etc.

\* 2此证书内容不适用部分以\*\*\*填充。/If any of the information required is not applicable, then the blank area must be filled with \*\*\*.

Reference No: .....

Name of Goods (商品名称)	Scientific Name (学名)	Quantity (数量)	Net Weight (净重)	Product Classification (生产分类) ※	Name of Catch Vessel and Number (捕获渔船名及渔船号码)	Date of Production (生产日期)
Total (合计)						

Official Stamp  
官方印章

## Product Classification Legend:

※

Aq      Aquaculture (养殖) : Aquaculture Area (养殖区域)  
 W      Wild (天然) : Capturing Area (捕捞区域)

(別紙様式8)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

申請機関名

所在地

代表者

印

中国向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発110第1号)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

## (別紙様式9)

証明書発行機関番号 (Number of Certificate-issuing agency) :	印章 (Stamp)
証明書発行機関名 (Name of Certificate-issuing agency) :  (日本語) (英 語)	
証明書発行機関住所 (Address of Certificate-issuing agency) :  (日本語) (英 語)	

氏名 (Name)	勤務先の名称及び住所 (Name and Address of Office)	署名見本 (Signature)
(日本語) (英 語)		

(別紙様式10)

食安発第 号  
年 月 日

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

中国向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年11月10日付け食安発1110第1号）に基づき、証明書発行機関として認定します。

記

1. 機関名、住所及び代表者名
2. 認定番号

(別紙様式11)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

機関名

所在地

代表者

印

中国向け輸出水産食品証明書発行機関の  
認定事項変更申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式12)  
年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

機関名  
所在地  
代表者 印

### 中国向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発110第1号)に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号

(別紙様式13)  
年 月 日

衛生証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### 中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書

中国向け輸出水産食品の輸出に当たり、下記のとおり官能検査を実施し、品質に問題がないことを確認しましたので報告いたします。

記

1. 輸出水産物の品名

2. 登録施設名及び登録番号

3. 輸出年月日

4. 品質確認者氏名

## 5. 官能検査確認内容

### (1) 水産物（未加工品、簡易な加工品）

項目	判定基準	品質確認者署名 ※
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面には寄生虫が付いていない（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。 包装され、破損がない。	
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。	
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはつきりと識別でき、鮮度が良好である。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

### (2) 水産物（加工品）

項目	判定基準	品質確認者署名 ※
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものである。包装され、破損がない。	
におい	固有のにおいであり、異臭がない。	
組織	固有の組織を有する。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

※ (1) (2) の該当しない方には、品質確認者署名欄に（-）を記載すること。